

突然のお八ガキで失礼致します

地域猫活動は合憲合法の公益活動

猫を好きか嫌いかで論じると水掛け論になりますので、合憲（国の最高法は日本国憲法）かどうか判断基準です。法の執行機関である自治体・警察等は合憲合法で公益性のある地域猫活動を妨害できるだけの法的根拠はない為、妨害すると公務員法に抵触します。

地域猫活動は“一代限りの給餌”で公益活動です

猫を好き嫌いに関係なく、フン始末も含めて、地域社会の皆で役割分担をして、給餌給水・去勢避妊をし、ホームレス猫を減らしていく公益活動で、合憲合法かつ道義的にホームレス猫を減らしていきます。この活動への参加を強制は致しません。妨害を許す法的根拠はありません。猫自身に罪があるのではなく、また有志に罪や責任があるのではないのです。よって有志へ全ての責任を背負わすのは、刑法 223 条 強要の罪（義務のないことを強要する罪）にあたります。それは、のら猫ができた原因を考えたらうえて、猫を好き嫌いに関係なく、社会問題として捉え、皆で協力し合って解決すべき問題だからです。

ホームレス猫を追い払うだけ（違憲・違法）では猫は減りませんし、給餌者が隠れて給餌するような状況では、去勢避妊の為の捕獲器を置くことももままならず、猫は減りません。給餌妨害によって猫を他の場所へ追い払うのは実質、餓死推進（虐待）ですから動物愛護法に抵触します（2条/動物の習性を考慮して適正に取り扱うこと）

猫にはテリトリーがありますので、現在の給餌場所から20メートル以上移動させると、餌にありつけずに死に至る可能性が極めて高いので、追い払うのは実質、虐待になります。東京都環境衛生課動物管理係も地域猫活動の公益性を認め、取り組んでいますし、国（環境省）も推進しています。給餌妨害・虐待・処分によって猫を減らすのは違憲・違法です。動物を思いやる子供達の心を傷つけない為にも、地域猫活動へのご協力を。尚、不幸なのなら犬のなら猫を無くす為に、飼い犬・飼い猫へ去勢避妊を受けさせなくてはならないのは言うまでもありません。犬猫を問わずノラができる原因は飼い主が去勢避妊手術を受けさせないことにあります。

地域猫有志はこの地域猫カードをカードケースなどに入れて携帯し、妨害行為を受けたら提示してください。有志は繁殖力のある健康体には必ず去勢避妊を受けさせて下さい。相手が一般・行政・警察を問わず、妨害されたら提示して下さい。理解しない方へは「二本松アニマルポリス」までご連絡を下さる旨、お伝え下さい。有志は妨害を受けた場所等の詳細を当方までご連絡下さい。

地域猫活動は、猫が人の不適切飼育による被害動物であると正しく認識しての活動です

二本松アニマルポリス（動物の不妊去勢と尊厳死を考える会）

〒960-8066 福島市矢剣町11-3
024-563-7650(tel fax)